

令和2年12月22日

(株)大沼商品券に関する還付手続について (お知らせ)

山形地方法務局供託課

株式会社大沼発行の商品券の還付手続にかかる配当証明書が東北財務局から債権者の皆様宛てに12月21日付けで郵送されました。

これにより、債権者の皆様は、還付金の払渡請求が可能となりますが、払渡請求に当たっては、同封の記載例を御確認いただきますようお願いいたします。

供託金払渡請求書につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁はお控えいただき、自宅でする簡単・安心な**郵送請求**をお願いいたします。

配当金(還付金)は、請求書受付後、審査の上、請求書に記入いただいた口座へ振り込みます。

なお、法務局では、配当金(還付金)について、現金でのお支払いはできません。

御不明な点がございましたら、お気軽に当課あてお問い合わせください。

(株)大沼商品券還付手続に関するQ&A

配当手続に関するお問合せ、証明書に関するお問合せはこちらまで



[東北財務局ホームページ](#)

<お問合せ先>

〒990-0041 山形市緑町一丁目5番48号

山形地方法務局 供託課

専用電話番号 080-2832-0423(令和3年3月31日まで)

080-2831-8209(令和3年3月31日まで)